

日本学術会議会則（案）について

➤ 日本学術会議規則について

- ・日本学術会議法（令和 7 年法律第 70 号）第 6 条において、会議の運営に係る基本的な事項等について日本学術会議規則を定めることとされている。
- ・現行の日本学術会議会則（平成 17 年日本学術会議規則第 3 号）に相当する規則として、「日本学術会議会則（日本学術会議規則第〇号）」を制定する。
- ・なお、日本学術会議規則の制定又は改廃は、総会の決議によらなければならない（日本学術会議法第 36 条）。

➤ 日本学術会議会則の章立てについて

まず、法律において規定されている事項について法律上の規定順で規定した後、法律上規定されていない事項について現行の日本学術会議会則における規定順を踏まえ規定する。

（現行の日本学術会議会則の章立てと同様の考え方）

新 日本学術会議会則（案）	現行の日本学術会議会則
第一章 総則	第一章 総則（第一条）
第二章 総会	第二章 職務（第二条、第三条）
第三章 役員等（※会長特別補佐を含む）	第三章 組織（第四条—第六条）
第四章 役員会	第四章 会員及び連携会員の選考等（第七条—第十五条）
第五章 会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会	第五章 会議（第十六条）
第六章 会員の選任及び解任	第六章 総会（第十七条—第十九条）
第七章 業務（※協力学術研究団体、地区会議を含む）	第七章 部会（第二十条—第二十二条）
第八章 中期的な活動計画等	第八章 幹事会（第二十三条—第二十六条）
第九章 連携会員	第九章 委員会（第二十七条—第三十二条）
第十章 部	第十章 地区会議（第三十三条）
第十一章 委員会	第十一章 若手アカデミー（第三十四条）
第十二章 若手アカデミー	第十二章 名誉会員（第三十五条）
第十三章 事務局	第十三章 日本学術会議協力学術研究団体（第三十六条）
第十四章 雑則	第十四章 雑則（第三十七条—第三十九条）
附則	附則

法律上の規定がない事項
（黄色マーカーは今回の確認範囲）

➤ 会則案（部、委員会、若手アカデミー、事務局）について

○大筋は現行の法令・会則・細則等と同様の内容の規定としている。

○主な変更点等は以下のとおり。

（部）

- ・部の幹部の役職・人数は、部長１人、副部長２人、幹事２人とする。

（委員会）

- ・会員は、少なくとも一つの委員会に所属するものとする。
- ・委員会の役職・人数は、委員長一名、副委員長一名、その他必要に応じて幹事を若干名置くことができることとする。

（現行は幹事２名必置となっている。）

- ・機能別委員会の委員長は、会長、副会長又は会長特別補佐のうちから役員会が定めることとし、それ以外の委員会の委員長は委員の互選とする。
- ・機能別委員会について、現行の幹事会附置委員会等も含め再構成する（次ページ参照）。

（若手アカデミー、事務局）

- ・若手アカデミー、事務局・事務局長の設置について規定。

（事務局長に関する不要な規定を削除）

委員会の構成(イメージ)

常置委員会

機能別委員会

企画委員会	各期の重点事項、外部資金等の戦略
科学者委員会	科学者の在り方、協力学術研究団体 等
国際委員会	国際活動の調整、国際的対応
財務委員会	予算・決算
社会活動・広報委員会	フォーラム・シンポジウム、 地区会議・地方学術会議(集会)、広報 等

意思の表出対応委員会 意思の表出対応

中期的な活動計画・年度計画委員会

自己点検評価委員会

会長候補者選考委員会

分野別委員会

言語・文学委員会	基礎生物学委員会	数理科学委員会
哲学委員会	統合生物学委員会	物理学委員会
心理学・教育学委員会	農学委員会	地球惑星科学委員会
社会学委員会	食料科学委員会	情報学委員会
史学委員会	基礎医学委員会	化学委員会
地域研究委員会	臨床医学委員会	総合工学委員会
法学委員会	健康・生活科学委員会	機械工学委員会
政治学委員会	歯学委員会	電気電子工学委員会
経済学委員会	薬学委員会	土木工学・建築学委員会
経営学委員会	環境学委員会	材料工学委員会

臨時委員会

課題別委員会

役員会附置委員会

連携会員選考委員会

外部資金等審査委員会

現行の委員会

常置委員会

機能別委員会

選考委員会
科学者委員会
国際委員会
科学と社会委員会

分野別委員会

臨時委員会

課題別委員会

幹事会附置委員会

財務委員会
広報委員会
科学的助言等 対応委員会
地方学術会議委員会
外部評価対応委員会

(参考)

➤ 日本学術会議会則（案）

準備委員会における議論等		新会則 案文	現行規程
第〇章 部			
1	○部について ・ 3 部制を維持する。 ・ 各部の人数は概ね均等とする。 ・ 会員はいずれか 1 つの部に所属する。 ・ 領域横断的な専門分野の会員も、1 つの部に軸足を置き、分野横断的な委員会等で活躍いただく。 ・ 各部横断的な連絡手段を設けることや委員会活動等により、分野横断的な活動を促進することとする。	(部) 第〇条 日本学術会議に、次の三部を置く。 第一部 第二部 第三部 第〇条 第一部は、人文科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもって組織し、<u>第〇章の規定による日本学術会議の業務のうち当該分野に関する事項をつかさどる。</u> 2 第二部は、生命科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもって組織し、<u>第〇章の規定による日本学術会議の業務のうち当該分野に関する事項をつかさどる。</u> 3 第三部は、理学及び工学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもって組織し、<u>第〇章の規定による日本学術会議の業務のうち当該分野に関する事項をつかさどる。</u> 4 会員は、前条に掲げる部のいずれかに属するものとする。	●日本学術会議法（昭和 23 年法律第 121 号） （以下「旧日本学術会議法」という。） 第十条 日本学術会議に、次の三部を置く。 第一部 第二部 第三部 第十一条 第一部は、人文科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、<u>前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。</u> 2 第二部は、生命科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、<u>前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。</u> 3 第三部は、理学及び工学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、<u>前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。</u> 4 会員は、前条に掲げる部のいずれかに属するものとする。 ●日本学術会議会則（平成 17 年日日本学術会議規則第 3 号） （部への所属）

		5 前項に規定する会員の部への所属は、会員からの申出に基づき総会が定める。	第六条 法第十一条第四項に規定する会員の部への所属は、会員からの申出に基づき総会が定める。
2	○部の役員 ・部の幹部の役職・人数は、部長1人、副部長2人、幹事2人とする。幹事については、学術会議の活動歴が長くない会員が就任することもあることから、部長・副部長のサポートを行う役職として必要ではないか。 ・部長の選出方法は、原則として、自薦他薦を可能とした上で互選とする。選出手続の細部は各部に委ねる。	第〇条 各部に、部長一人、<u>副部長二人</u>及び幹事二人を置く。 2 部長は、その部に属する会員の互選によって定める。 3 副部長及び幹事は、その部に属する会員のうちから、部会の同意を得て、部長が指名する。 4 <u>部長の任期は、三年とする。ただし、再選されることができる。</u> 5 <u>副部長及び幹事の任期は、三年とする。ただし、再任されることができる。</u> 6 <u>補欠の部長、副部長又は幹事の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 第〇条 部長は、部務を掌理する。 2 <u>部長は、あらかじめ、副部長のうちから、部長に事故がある場合に部長の職務を代理する者を定めておかなければならない。</u> 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理し、部長が欠員のときはその職務を行う。 4 幹事は、部長の命を受け、部務に従事する。	●旧日本学術会議法 第十二条 各部に、部長一人、<u>副部長一人</u>及び幹事二人を置く。 2 部長は、その部に属する会員の互選によつて定める。 3 副部長及び幹事は、その部に属する会員のうちから、部会の同意を得て、部長が指名する。 4 <u>第八条第四項及び第六項の規定は部長について、同条第五項及び第六項の規定は副部長及び幹事について、それぞれ準用する。</u> 第十三条 部長は、部務を掌理する。 2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。 3 幹事は、部長の命を受け、部務に従事する。 ●日本学術会議法（令和7年法律第70号） 第十一条 （略）

			5 <u>会長は、あらかじめ、副会長のうちから、会長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定めておかなければならない。</u> 第十七条 （略） 2 副会長は、会長の定めるところにより、会長に事故があるときはその職務を代理し、<u>会長が欠員のときはその職務を行う。</u>
3		（部会及び連合部会の招集） 第〇条 部会は、各部に関する事項を審議し、部長がこれを招集する。ただし、会長（<u>会長が任期途中で退任した場合の後任の者を除く。</u>）の任期における最初の部会は、会長が招集する。 2 部長は、当該部に属する三分の一以上の会員から招集の目的及び議案を示して請求がある場合、部会を招集しなければならない。 3 連合部会は、二以上の部門に関連する事項を審議し、関係する部の部長が、共同してこれを招集する。 4 二以上の部において、当該部に属する三分の一以上の会員から招集の目的及び議案を示して請求がある場合、これらの部の部長は、共同して連合部会を招集しなければならない。	●旧日本学術会議法 第二十三条 （略） 3 部会は、各部に関する事項を審議し、部長がこれを招集する。 4 連合部会は、二以上の部門に関連する事項を審議し、関係する部の部長が、共同してこれを招集する。 ●日本学術会議会則 （部会及び連合部会の招集） 第二十条 部会は、部長が招集する。ただし、会長（<u>補欠の者を除く。</u>）の任期における最初の部会は、会長が招集する。 2 部長は、当該部に属する三分の一以上の会員から招集の目的及び議案を示して請求がある場合、部会を招集しなければならない。 3 連合部会は、二以上の部門に関連する事項を審議し、関係する部の部長が、共同してこれを招集する。 4 二以上の部において、当該部に属する三分の一以上の会員から招集の目的及び議案を示して請求があ

			る場合、これらの部の部長は、共同して連合部会を招集しなければならない。
4		(部会及び連合部会の議長等) 第〇条 部長は、部会の議長となり、議事を整理する。 2 連合部会の議長は、開催の都度、連合部会を構成する部の部長の協議により定められ、連合部会の議事を整理する。 3 議長は、必要と認められる者の出席を求め、意見を聞くことができる。 4 部会及び連合部会は、これを公開する。ただし、必要があると認められる場合、議長は、議決を経て非公開とすることができる。	●日本学術会議会則 (部会及び連合部会の議長等) 第二十一条 部長は、部会の議長となり、議事を整理する。 2 連合部会の議長は、開催の都度、連合部会を構成する部の部長の協議により定められ、連合部会の議事を整理する。 3 部会及び連合部会の会議については、第十八条(第一項及び第五項を除く。)の規定を準用する。 (総会の議長等) 第十八条 (略) 2 総会における議決の際、可否同数の場合は、会長がこれを決定する。 3 会長は、必要と認められる者の出席を求め、意見を聞くことができる。 4 総会は、これを公開する。ただし、必要があると認められる場合、会長は、議決を経て非公開とすることができる。 5 (略)
5		(部会及び連合部会の議決) 第〇条 部会及び連合部会は、会員の二分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない。 2 部会及び連合部会の議決は、出席会員の多数決による。	●日本学術会議法 第二十四条 総会は、会員の二分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない。 2 総会の議決は、出席会員の多数決による。 3 部会及び連合部会の会議については、前二項の規定を準用する。

		3 部会及び連合部会における議決の際、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。 (部会における議決方法の特例) 第〇条 部会及び連合部会においては、<u>第〇条</u>の規定にかかわらず、部長が各会員の賛否を確認した上で、部会又は連合部会の議決とすることができる。	●日本学術会議会則 (部会における議決方法の特例) 第二十二條 部会及び連合部会においては、<u>法第二十四條第三項が準用する同條第一項及び第二項の規定</u>にかかわらず、部長が各会員の賛否を確認した上で、部会又は連合部会の議決とすることができる。
第〇章 委員会			
6	○課題別委員会、機能別委員会 ・課題別委員会は、その時々¹の執行部によるトップダウンで課題を設定する必要があることから、前期からの申し送りに基づき、期ごとに設置する。ただし、防災・減災等の長期的な課題については、継続することが望ましい。 ・現行と同様に機能別委員会を設置する。ただし、法人化に伴い新たな委員会の設置が必要ではないか。 例：中期的な活動計画・年度計画、自己点検評価に対応する委員会、外部資金に関する委員会 ○分野別委員会及び分科会 ・分野別委員会は、現行の30委員会を概ね維持しつつ、追加の委員会の設置もあり得るが、課題別委員会等である	(委員会の設置) 第〇条 <u>学術会議に、常置の委員会として、機能別委員会及び分野別委員会並びに臨時の委員会として、課題別委員会及びその他役員会の議決により置かれる委員会を設置する。</u> 2 機能別委員会は、別表第2のとおり設置することとし、運営に関する事項は、<u>役員会</u>が定める。	●日本学術会議会則 (学術会議の会議) 第十六條 <u>学術会議の会議は、総会、部会及び連合部会のほか、幹事会並びに法第十五條の二の規定により置かれる常置の委員会として、機能別委員会及び分野別委員会並びに臨時の委員会として、課題別委員会及びその他幹事会の議決により置かれる委員会とする。</u> 2 常置の委員会は、総会が定めるところにより置く。 3 臨時の委員会に関し必要な事項は、<u>幹事会</u>が定める。 ●日本学術会議細則（平成17年日本学術会議第146回総会決定） (常置の委員会の設置) 第10條 機能別委員会は、別表第2のとおり設置することとし、運営に関する事項は、<u>幹事会</u>が定める。

	程度確立した分野を加える方が良いのではない。 ・今の分野別委員会の数は各部につき概ね 10 となっているが、必ずしも委員会の数を各部で均等にする必要はなく、各分野の動向に合った構成とすることが良いのではない。また、部を横断する分野別委員会や、課題別委員会との関係を考慮することも肝要である。 ・加盟国際学術団体に対応する委員会等の法人化後直ちに活動する必要のある委員会は早期に活動を開始できるように、今期中にその継続について審議する。	3 分野別委員会は、別表第 3 に掲げるものを設置することとし、運営に関する事項は、<u>役員会</u>が定める。 4 臨時の委員会に関し必要な事項は、<u>役員会</u>が定める。 ★別表第 2 及び別表第 3 は別添（最終ページ）	2 分野別委員会は、別表第 3 に掲げるものを設置することとし、<u>調査及び審議すべき事項並びに運営に関する事項は、幹事会</u>が定める。
7	・分野別委員会の下に分科会は、期ごとに設置する。必要性について精査した上で設置することが必要である。	（委員会に置かれる分科会、小分科会又は小委員会） 第〇条 <u>第〇条第〇項の委員会</u>（以下「委員会」という。）には、<u>役員会</u>の定めるところにより、分科会、小分科会又は小委員会を置くことができる。 2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。ただし、<u>法第三十八条</u>の諮問に対する答申及び<u>法第三十九条</u>の勧告並びに<u>第〇条</u>に規定する意思の表出（見解及び報告を除く。）に関してはこの限りでない。	●日本学術会議会則 （委員会に置かれる分科会、小分科会又は小委員会） 第二十七条 <u>第十六条第一項の委員会</u>（以下「委員会」という。）には、<u>幹事会</u>の定めるところにより、分科会、小分科会又は小委員会を置くことができる。 2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。ただし、<u>法第四条</u>の諮問に対する答申及び<u>法第五条</u>の勧告並びに<u>第二条</u>に規定する意思の表出（見解及び報告を除く。）に関してはこの限りでない。

8	・連携会員（連携会員（特任）を含む。）は分科会の委員長に就任可能とする。 ・委員会に所属する委員の人数は、議論するに当たって適切な人数とすべきである。	（委員会の委員及び役員） 第〇条 <u>会員は、少なくとも一つの委員会に所属するものとし、委員は、会長が委嘱する。</u> 2 <u>委員会には、委員長一名、副委員長一名を置く。その他必要に応じて幹事を若干名置くことができる。</u> 3 <u>委員長は、委員の互選により選出する。ただし、機能別委員会の委員長は、<u>会長、副会長又は会長特別補佐のうちから役員会が定める。</u></u> 4 <u>副委員長及び幹事は、委員会の同意を得て、委員長が指名する。</u> 5 <u>委員は、辞任しようとするときは、委員長に申し出るものとする。この場合において、委員は、<u>辞任の申出の日又は委員が当該申出において辞任の日をあらかじめ指定したときは、その日をもって辞任することとする。</u></u>	●日本学術会議会則 （委員会の委員及び役員） 第二十八条 委員は、会長が委嘱する。 2 <u>委員は、委員会の承認を得て辞任することができる。</u> 3 <u>委員会には、委員長一名、副委員長一名及び幹事二名を置く。</u> 4 委員長は、委員の互選により選出する。ただし、機能別委員会の委員長は、<u>総会</u>が定める。 5 副委員長及び幹事は、委員会の同意を得て、委員長が指名する。
9		（委員会の招集） 第〇条 委員会は、委員長が招集する。ただし、初回の委員会は会長が招集する。 （委員会の議長等） 第〇条 委員長は委員会の議長となり、議事を整理する。 2 <u>議長は、必要と認められる者の出席を求め、意見を聞くことができる。</u>	●日本学術会議会則 （委員会の招集） 第二十九条 委員会は、委員長が招集する。ただし、初回の委員会は会長が招集する。 （委員会の議長等） 第三十条 委員長は委員会の議長となり、議事を整理する。 （委員会の会議）

		3 <u>委員会は、これを公開する。ただし、必要があると認められる場合、議長は、議決を経て非公開とすることができる。</u> (委員会の議決) 第〇条 <u>委員会は、委員の二分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない。</u> 2 <u>委員会の議決は、出席委員の多数決による。</u> 3 <u>委員会における議決の際、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。</u> (委員会における議決方法の特例) 第〇条 <u>委員会においては、第〇条の規定にかかわらず、委員長が各会員の賛否を確認した上で、委員会の議決とすることができる。</u> (委員会に関する事項の役員会への委任) 第〇条 前六条に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は<u>役員会</u>が定める。	第三十一条 委員会の会議については、<u>法第二十四条第一項及び第二項並びに第十八条（第一項及び第五項を除く。）及び第二十二条の規定を準用する。</u> (委員会に関する事項の幹事会への委任) 第三十二条 前五条に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は<u>幹事会</u>が定める。
第〇章 若手アカデミー			
10	若手アカデミーについて ・現在の年齢要件では、分野によっては若手アカデミー会員として活躍できないという事情に鑑み、若手アカデミーの年齢要件は50歳未満（50歳に達する日以後の最初の9月30日をもって所属を終える）とし、40代半ば以下	(若手アカデミー) 第〇条 学術会議に、若手科学者の連携を図り、その活動を通じて学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもって組織する若手アカデミーを置く。 2 若手アカデミーに関し必要な事項は、<u>役員会</u>が定める。	●日本学術会議会則 (若手アカデミー) 第三十四条 学術会議に、若手科学者の連携を図り、その活動を通じて学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもって組織する若手アカデミーを置く。 2 若手アカデミーに関し必要な事項は、<u>幹事会</u>が定める。

	の人数が多くなるようにすることが良いのではないか。 ・特に第 27 期に移行するに当たり、連携会員（特任）を活用し、若手アカデミーに相応しい者を推薦して若手アカデミー会員に加えることもあり得るのではないか。 ・若手アカデミーの会員は、若手研究者として日本を代表して国際活動等を行うことを踏まえ、若手アカデミー会員の決定に当たっては、積極的な参加意思を持つ者からの応募の後、例えば、抱負を含めた応募書類の確認及び役員会（幹事会）による面接等の方法により、選考を行うことが良いのではないか。 ・第一部～第三部のバランスなど、専門分野の多様性を考慮する必要があるのではないか。		
第〇章 事務局			
11	・事務局が、意思の表出において、過去の意思の表出との整合性、文言の適正化、形式性等について補佐することができることとし、その旨を規則に定める。	（事務局） 第〇条 日本学術会議に、事務局を置き、日本学術会議に関する事務を処理させる。 2 事務局に、<u>事務局長その他の</u>所要の職員を置く。	●旧日本学術会議法 第十六条 日本学術会議に、事務局を置き、日本学術会議に関する事務を処理させる。 2 事務局に、<u>局長</u>その他所要の職員を置く。 3 <u>前項の職員の任免は、会長の申出を考慮して内閣総理大臣が行う。</u> ●日本学術会議事務局組織規則（平成 17 年日本学術会議規則第 1 号）

		3 事務局長は、<u>役員</u>の職務を助け、日本学術会議の運営に参画し、事務局の事務を統理する。	(事務局長) 第一条 <u>日本学術会議の運営においては、事務局長を事務総長と称する。</u> 2 事務局長は、<u>会長及び副会長の職務を助け、日本学術会議の運営に参画し、事務局の事務を統理する。</u> 3 <u>事務局長は、会長及び副会長共に事故のあるとき又は共に欠けたときは、臨時に会長の職務を行う。</u> 4 <u>事務局長は、総会及び幹事会において議長を補佐し、必要な場合には意見を述べることができる。</u> 5 <u>事務局長は、部会、連合部会及び委員会に出席し意見を述べることができる。</u> 【参考】日本学術会議法（令和7年法律第70号） （総会の組織） 第十一条 （略） 5 会長は、あらかじめ、副会長のうちから、会長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定めておかなければならない。 （副会長の職務） 第十七条 （略） 2 副会長は、会長の定めるところにより、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
--	--	---	---

別表第 2

委員会名	職務
企画委員会	各期の重点事項に関すること、外部資金等の戦略に関すること
科学者委員会	科学者の在り方、人権及び自由交流に関すること、科学における男女共同参画に関すること、日本学術会議協力学術研究団体に関すること、その他科学者間の連携に関すること 【現行規程から以下を削除】 会員及び連携会員の辞職（会則第 9 条第 3 項、同第 1 3 条第 2 項）、会員及び連携会員の退職（会則第 1 0 条第 2 項、同第 1 4 条第 2 項）、地区会議に関すること
国際委員会	学術会議における国際活動の調整、その他学術会議の国際的対応に関すること
財務委員会	学術会議に係る予算・決算に関する重要な事項
社会活動・広報委員会	フォーラム・シンポジウム等に関すること、地区会議・地方学術会議（集会）に関すること、学術会議全体としての広報に関すること、国民の科学に対する理解の増進、その他社会及び国民等との関係に関すること
意思の表出対応委員会	部、委員会、分科会又は若手アカデミーからの検討課題に係る申出に対する助言、査読又は承認、事後的な評価、その他の意思の表出に関すること（役員会が、意思の表出対応委員会の審議事項から除くものとして決定した事項を除く。） 【現行】部、委員会、分科会又は若手アカデミーから申し出のあった検討課題について助言すること、勧告、答申、要望、声明、提言又は回答の案を査読すること、見解の案を審議し、承認すること、部、委員会（分野別委員会を除く。）又は若手アカデミーが作成する報告の案を審議し、承認すること、勧告、要望、声明、提言又は見解に関する事後的な評価の報告を受けること
中期的な活動計画・年度計画委員会	中期的な活動計画及び年度計画に関すること
自己点検評価委員会	自己点検評価、外部評価、その他業務の実績の報告及び評価に関すること
会長候補者選考委員会	会長候補者の選考に関すること

別表第3

委員会名	委員会名	委員会名
言語・文学委員会	基礎生物学委員会	数理科学委員会
哲学委員会	統合生物学委員会	物理学委員会
心理学・教育学委員会	農学委員会	地球惑星科学委員会
社会学委員会	食料科学委員会	情報学委員会
史学委員会	基礎医学委員会	化学委員会
地域研究委員会	臨床医学委員会	総合工学委員会
法学委員会	健康・生活科学委員会	機械工学委員会
政治学委員会	歯学委員会	電気電子工学委員会
経済学委員会	薬学委員会	土木工学・建築学委員会
経営学委員会	環境学委員会	材料工学委員会